

平成30年第4回柳津町議会定例会会議録

第3日 平成30年12月14日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 岩 渕 清 幸	6番 小 林 功	9番 田 崎 為 浩
2番 磯 目 泰 彦	7番 菊 地 正	10番 鈴 木 吉 信
3番 伊 藤 純	8番 齋 藤 正 志	11番 伊 藤 昭 一
5番 田 崎 信 二		

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 井 関 庄 一	建設課長 横 田 勝 則
副 町 長 矢 部 良 一	保育所長 佐 藤 清 子
総 務 課 長 角 田 弘	教 育 長 目 黒 健 一 郎
出 納 室 長 新 井 田 理 恵	教 育 課 長 横 井 伸 也
町 民 課 長 金 子 佳 弘	公 民 館 長 天 野 美 穂
地 域 振 興 課 長 菊 地 淳 一	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 舩 木 慎 弥	副 主 査 早 川 直 美
----------------	---------------

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1	議案第 82 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 2	議案第 83 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 3	議案第 84 号	柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 85 号	柳津町振興計画基本計画（平成28年度～平成32年度） の変更について
日程第 5	議案第 86 号	工事請負契約の変更について

- 日程第 6 議案第 87 号 指定金融機関の変更について
- 日程第 7 議案第 88 号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 89 号 平成30年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 9 議案第 90 号 平成30年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第10 議案第 91 号 平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第11 議案第 92 号 平成30年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第12 議案第 93 号 平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第 94 号 平成30年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第14 議案第 95 号 平成30年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第15 議案第 96 号 農業委員会委員の任命について
- 追加日程第1 議案第 97 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第2 議案第 98 号 平成30年度柳津町一般会計補正予算
- 追加日程第3 議案第 99 号 平成30年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 追加日程第4 議案第100号 平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 追加日程第5 議案第101号 平成30年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 追加日程第6 議案第102号 平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 追加日程第7 議案第103号 平成30年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 追加日程第8 議案第104号 平成30年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

◎開議の宣告

○議長

ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

◇

◇

◇

◎議案の審議

○議長

日程第1、議案第82号「専決処分の承認をもとめることについて」、日程第2、議案第83号「専決処分の承認を求めることについて」は、いずれも関連がありますので一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第82号、議案第83号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

皆さん、おはようございます。

議案第82号・議案第83号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、大成沢地区水源濁水対策事業に関する一般会計並びに簡易水道事業特別会計の歳入歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

おはようございます。

それでは、議案第82号並びに議案第83号につきまして補足してご説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

専決第7号でございます。

平成30年度柳津町一般会計補正予算（第5号）につきまして歳出補正を行ったところでございます。本案件は、大成沢地区水源濁水対策として沢水を利用し、さらに、膜ろ過装置により水質安定を図る工事のために1,000万円を簡易水道事業に繰り出すものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出補正でございます。衛生費、保健衛生費、環境衛生費から繰り出しとして1,000万円の繰り出しとなります。その繰り出しについては予備費で1,000万円を調整させていただきました。

続きまして、7ページをお願いいたします。

専決第8号であります。

平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出それぞれに1,000万円を追加して、総額として3億1,274万5,000円とする補正予算案でございます。

12ページをお願いいたします。

歳入となります。歳入につきましては、一般会計からの繰入金の1,000万円でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳出となります。

簡易水道事業費、簡易水道事業費、簡易水道事業費の使用料及び賃借料で135万円につきましては、大成沢地区の沢水を膜ろ過装置、水質を改善するための装置の賃借料として135万円をお願いするものでございます。

続きまして、工事請負費の870万9,000円につきまして、施設設置工事につきましては膜ろ過装置を囲うための小屋の設置費、機械設置工事につきましては膜ろ過装置そのものの設置をするための基礎部分等の工事費となります。管路布設工事につきましては、約3.5メートルにつきましての水路に沿って管路を布設するための金額となっております。

予備費で5万9,000円を調整するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第82号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第83号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第3、議案第84号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第84号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、地域未来投資促進法が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第84号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」補足して説明を申し上げます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

柳津町特別措置税条例の一部を次のように改正する。

第3条中「平成29年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。本改正につきましては、過疎法の法律が施行されて32年までという部分でなっておりましたので、その分について所要の延長措置を設けるものでございます。

続きまして、第4条を次のように改める。4条については削除いたします。

第7条を第8条と繰り下げをし、第6条中第4条を第5条とし、同条を第7条とし、第5条を第6条といたします。よって、第4条の次に1条を新たに加えるという形になります。

新たなものといたしましては、地域経済牽引事業の促進区域における課税免除という部分でございまして、俗に言います地域未来投資促進法というものに基づきまして、福島県が国より認定を受けてございます。その中で、それを受けたことの事業をやる事業において事業者がその事業を申請して県から同意を得られた場合については、同意を得た日から3年間、固定資産税の減免を受けることが可能となります。柳津町において1社、この地域未来投資促進法において申請をしたいという部分で手を挙げている事業所がございまして、柳津町としてはそれに対応するための減免措置を講じたいという部分で今回提案をさせていただくものでございます。

なお、次のページになりますが、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行し、改正後の町税特別措置条例第3条の規定につきましては、先ほど29年3月31日を33年3月31日までとしておりましたが、それにつきましては遡及して平成29年4月1日から適用可能となりますという形でうたい込みをさせていただいたところでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第84号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第85号「柳津町振興計画基本計画（平成28年度～平成32年度）の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第85号「柳津町振興計画基本計画（平成28年度～平成32年度）の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津町議会基本条例第8条第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第85号「柳津町振興計画基本計画（平成28年度～平成32年度）の変更について」補足説明をさせていただきます。

18ページをお開きください。

政策名、誰もが安全で安心して生活できるまちづくりの中の施策名といたしまして交通安全の推進の中の施策と基本事業の体系につきまして、まず1点目として変更をお願いするものでございます。変更後のほうになりますが、基本事業に「交通事故対策の促進」という部

分で上げさせていただきます。

続きまして、基本事業の取り組み方針という部分ですが、19ページをお開きください。

変更後となりますが、交通事故対策の促進の中の「運転に不安のある高齢者等に対して、運転免許証を自主的に返納するよう促すことにより、交通事故の未然防止を図ります」という部分で文言を入れさせていただきたい。なお、これ以外につきましても、ソフト的なものについては対応してまいりたいと考えてございます。

続きまして、20ページになります。

政策名、未来に希望の持てる活力あるまちづくりの中の施策名、観光の振興につきましても、指標を変更したいという考え方でございます。なお、目標値となる平成32年度の目標値の部分について変更をするものでございます。変更後となりますが、観光客入込数につきまして80万人以上というものにつきまして84万人以上に34年に到達をしたいという考え方で変更させていただきたいというところでございます。

続きまして、次の21ページになります。

政策名、豊かな自然と共生する美しいまちづくり、施策名、美しい景観の町づくりの推進、ここにつきましても、目標値となっております平成32年度の指標が観光客入込数で捉えてございますので、先ほどの施策、観光の振興と同様に、80万人を84万人以上と目標値を変更するものでございます。

続きまして、次のページになります。

政策名、一人ひとりの個性が輝くまちづくり、施策名、青少年の健全育成でございます。これにつきましても、平成32年度の目標値の変更をお願いするものでございます。現在まで50%以上という部分でございましたが、それを75%以上の子供たちが柳津町が好きで自慢できるという児童生徒の割合に上げていきたいということで提案させていただくものでございます。

続きまして、最後に23ページになります。

政策名、一人ひとりの個性が輝くまちづくり、施策名、地域の伝統文化、文化財の保存・継承と芸術文化の振興の中で、ここにつきましてもは指標名並びに目標値の変更をお願いするものでございます。指標名につきましてもは、斎藤清美術館並びにアトリエ館に来館した町民数につきましてもは、特別企画展を除いた人数として目標値を上げていきたいという考え方でございます。なお、平成32年度の目標値、町民の入館の目標値でございますが、300人以上を340人以上という部分で目標値を上を上げていきたいというところでございます。



以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第85号「柳津町振興計画基本計画（平成28年度～平成32年度）の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第5、議案第86号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第86号「工事請負契約の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津町立小・中学校校庭改修工事に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

おはようございます。

議案第86号について補足説明をさせていただきます。

24ページをごらん願います。

工事請負契約の変更について説明申し上げます。

平成30年6月15日議決同日契約の柳津町立小・中学校校庭改修工事につき変更が生じたため、請負契約額の変更をしたいので議会の議決を求めるものでございます。

柳津町立小・中学校校庭改修工事請負契約の変更を要する概要につきましては、積雪型フェンス分が主な変更増額の概要であります。積雪型フェンスにつきましては、学校敷地内のタイヤの山の裏、道路に並行するように立木が植えられておりましたけれども、これは、学校敷地内に容易に外部者が入れないよう防犯的な効果を果たしておりました。しかし、老朽化が進み雨風、強風によって倒木等の危険性が増してきていることから伐採し、それにかわる対応策といたしましてフェンスを追加設置し防犯効果を確保するものでございます。

なお、フェンス延長は小学校の校門から70メートル程度でございます。

以上が、追加変更増額の主な理由であります。

記、変更すべき事項、1 契約金額 1億848万3,840円です。

以上で、議案第86号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第86号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第6、議案第87号「指定金融機関の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第87号「指定金融機関の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、現在の指定金融機関との契約が3月31日で終了するのに伴い、提案をするものがあります。

なお、詳細につきましては出納室長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

出納室長。

○出納室長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第87号「指定金融機関の変更について」補足してご説明を申し上げます。25ページをお開き願います。

地方自治法施行令第168条第2項の規定により、柳津町の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるための指定金融機関を下記のとおり変更するというものでございます。

現在、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間においては、会津信用金庫を指定金融機関として指定しておりますが、契約期間が満了することに伴いまして後任として会津よつば農業協同組合を平成31年4月1日から指定金融機関として指定したく提案するものでございます。なお、契約期間につきましては、従前の例により2年間と考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第87号「指定金融機関の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第7、議案第88号「福島県市町村総合事務組合同規約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第88号「福島県市町村総合事務組合同規約の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県市町村総合事務組合同規約に変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により協議を願うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議願います。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第88号「福島県市町村総合事務組合同規約の変更について」補足してご説明を申し上げます。

本組合につきましては福島県全市町村が加入している組合となっておりますので、今回の規約の改正につきましては、全市町村におきまして議会に提案されて規約の改正につきまして協議をしているところでございます。

大きな内容といたしまして、今回につきましては、監査委員の選任の方法等の変更、並びに、会計管理者及び事務局の設置等の条文の整理を行うことに伴い変更が生じたため福島県市町村総合事務組合から協議がなされました。そのために今回所要の措置を講じるという部分で提案させていただいたという内容でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第 88 号「福島県市町村総合事務組合規約の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

日程第 8、議案第 89 号「平成 30 年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 9、議案第 90 号「平成 30 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第 10、議案第 91 号「平成 30 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 11、議案第 92 号「平成 30 年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第 12、議案第 93 号「平成 30 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第 13、議案第 94 号「平成 30 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 14、議案第 95 号「平成 30 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第 89 号、議案第 90 号、議案第 91 号、議案第 92 号、議案第 93 号、議案第 94 号、議案第 95 号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第 89 号「平成 30 年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、特別職の給料等、道路新設改良事業並びに町内の小中学校への空調設備設置事業等に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、特別会計であります。

議案第 90 号「平成 30 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、事業勘定における職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正であります。また、施設勘定においても、職員の人件費に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第 91 号「平成 30 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、職員の人件費並びに保険料等負担金に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第 92 号「平成 30 年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、職員の人件費に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第 93 号「平成 30 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、職員の人件費並びに施設の維持管理事業等に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第 94 号「平成 30 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、職員の人件費並びに施設の維持修繕事業等に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第 95 号「平成 30 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、職員の人件費並びに施設の維持修繕事業等に要する歳入歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第89号から第95号まで補足してご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

議案第89号「平成30年度柳津町一般会計補正予算（第6号）」でございます。

歳入歳出それぞれ1億164万1,000円を追加して、総額といたしまして44億729万5,000円とするものでございます。

続きまして、2条といたしまして地方債補正をお願いするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

消雪設備整備事業並びに消防施設整備事業につきまして、過疎対策事業債でございますが、事業費の増に伴い、それに対応するための過疎債の増額をお願いするものでございます。

続きまして、公立学校等空調設備設置事業でございますが、これにつきましては、学校教育施設等整備事業債という部分で今回新たに8,130万円をお願いするものでございます。なお、内容といたしましては、歳出のほうで出てまいります。小学校2校、中学校1校につきましてエアコンを設置するためのものの補助残分について起債を充てるという考え方でございます。

地方債の補正総額といたしまして8,970万円の増額となっております。

8 ページをお願いいたします。

歳入です。

町税、町民税、個人、現年課税分といたしまして139万1,000円の増額をお願いするものです。農業所得等の増に伴うものでございます。

固定資産税、固定資産税、現年課税分について1,311万1,000円の歳入増をお願いするものでございます。これにつきましては、償却資産の増額というところになってございます。

続きまして、軽自動車税でございます。軽自動車税の現年課税分11万3,000円、並びに、前年度滞納繰越分については、収入見込みの増に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、障害者福祉費負担金の12万円でございます

が、これは歳出のほうで出てまいります、地域相談給付費の24万円に対しての2分の1の歳入を見込んでいるというところでございます。

続きまして、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務管理費補助金、並びにその下の民生費国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、社会資本整備事業交付金の額確定に伴う減額をお願いするものでございます。

続きまして、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金でございますが、これにつきましては、年金等のシステム改修に伴う補助金で27万円を歳入として見込むものでございます。

土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の額確定に伴う減額でございます。住宅費補助金につきましても、公営住宅ストック総合改善事業補助金の額確定に伴うものでございます。

続きまして、次の欄が教育費国庫補助金でございます。教育費補助金としてブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金として2,082万円を見込むところでございます。

次のページになります。

県支出金、県負担金、民生費県負担金で障害者福祉費負担金、障がい者自立支援給付費負担金につきましては、先ほど国庫補助金で上げました地域相談給付事業24万円の4分の1を見込むところでございます。次の保険基盤安定拠出金につきましては、額確定に伴います減額となったところでございます。

消防費負担金でございますが、会津地方防災訓練負担金として10万円を新たに計上するものでございます。

県補助金、衛生費県補助金として、今回新たに産業廃棄物最終処理場理解促進支援事業補助金といたしまして、上限100万円という部分で6町が該当しておりますが、柳津町が申請させていただきましたのでそれに伴う歳入を見込むものでございます。

農林水産業費県補助金、農業費県補助金でございます。これにつきましては、農業次世代人材投資資金でございますが、確定に伴います3人分の減といたしまして325万9,000円の減額をお願いするものでございます。

県委託金、総務費県委託金の統計調査費委託金につきましては、額確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入、土地建物貸付収入でございますが、教員住宅使



用料につきましては、西山の長坂住宅につきまして当初西山中学校の教員の分を見込んでいたという部分がありましたので、その分について今回減額をお願いするものでございます。

続きまして、財産売払収入、物品売払収入でございますが、これにつきましては、旧学校給食センターの備品等につきましてできる限り処分をしたいという部分で考えさせていただきまして、7万円の物品売払が可能となったという部分で計上させていただくものです。

諸収入の雑入の雑入でございます。これにつきましては、庁車保険金といたしまして172万8,000円を受け入れするものでございます。内容といたしましては、上下水道班の庁車の保険金の収入という部分でございます。

町債につきましては、先ほどの地方債でご説明したとおりでございます。

次の13ページをお願いいたします。

13ページから歳出となります。

これは全ての会計に伴うものでございますが、今回ここに出てまいります職員手当等、あるいは共済費につきましては、12月の勤勉手当、扶養手当等の確定に伴いまして今回補正をお願いするものでございますので、今後、共済費、職員手当等につきましては、詳細の説明は省かせていただきたいと存じます。

総務費、総務管理費、一般管理費の給料でございますが、これにつきましては、特別職の給料の減給分について計上させていただいたところでございます。町長について20%、3カ月、副町長について10%、3カ月を計上しているというところでございます。

続きまして、企画費の需用費の修繕費でございますが、これにつきましては、光ケーブルにつきまして八坂野地区におきまして家屋の部分について増築をしたという部分でございまして、光ケーブルと屋根等の接近、隣接が出てきたという部分で、それを離すための修繕工事が必要になったという部分でお願いするものでございます。備品購入費につきましては、久保田地区の積雪観測板のほうが老朽化しているという部分でございまして、新たにお願いするものでございます。

庁舎管理費の需用費でございます。総額として57万7,000円、並びに委託料等4万4,000円でございますが、これにつきましては、役場の水道の漏水関係につきまして修繕費、漏水の調査並びに水道料金につきまして補正をお願いするものでございます。

続きまして、次のページになります。

徴税费でございます。徴税费の償還金利子及び割引料でございますが、16万2,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、法人町民税の確定、所得税の修正申告分

の確定並びに今後の見込み分といたしまして16万2,000円をお願いするものでございます。

続きまして、次の15ページの統計調査費、総額8,000円の減につきましては、報酬と職員手当を調整してありますが、歳入の部分で5万2,000円の減がございましたので、それをここで調整しているというところでございます。報酬並びに需用費等でございます。

続きまして、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費の次の16ページになりますが、負担金補助及び交付金でございます。480万円でございますが、社会福祉協議会補助金となっております。これはゲートボール場に対しての補助金でございます。屋根の修繕につきましてB&G財団のほうに申請をしていたところ今回認められましたので、その事業費の補助残について町から社会福祉協議会のほうに補助を出すものでございます。償還金利子及び割引料につきましては、臨時福祉給付金の確定に伴います償還金といたしまして194万4,000円をお願いするものでございます。繰出金につきましては、国保事業会計への人件費の繰り出しとなっております。

老人福祉費でございますが、報償費から委託料の運転業務委託料につきましては、敬老会の確定に伴います減額補正でございます。委託料の宅配給食事業委託料につきましては、人数の増に伴いまして今後の見込み増7万1,000円をお願いするものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、後期高齢者療養給付費負担金の精算分といたしまして20万3,000円を補助金として償還するものでございます。続きまして、繰出金でございますが、介護保険の繰り出し並びに後期高齢者特別会計への繰り出しで減額となっております。

続きまして、国民年金費につきまして、歳入のほうでシステム改修分として27万円の歳入を受けているところでございますが、既に改修分については当初予算で持っておりますので、今回そのための説明会に職員を出席させるための旅費並びに使用料及び賃借料、高速道路使用料となりますが、仙台のほうで開催されますのでそれにつきまして補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

障害者福祉費でございます。扶助費でございますが、これが歳入で見込ませていただきました地域相談支援の給付費24万円の見込みでございます。償還金利子及び割引料については、重度心身障害者の医療費の確定に伴います償還金でございます。

続きまして、児童福祉費の6目母子福祉費になります。報償費につきましては、現在、子育て応援祝い金として4月に入学するとき小学校の子供さん、中学校の生徒のほうに応援金を支給していたところでございますが、準備をする必要上やはり前の年に支給すべきでは

ないかというご提案をいただきましたので、今回3月に支給をしたいという部分で小学校の児童として21人分、中学校生徒分として32人分を計上させていただくというところでございます。なお、報奨金総額といたしまして、今ある予算の中で内容等を精査させていただいた結果として153万円をお願いするものでございます。なお、小学校については1人3万円、中学校については1人5万円の商品券をお渡しするようになってございます。

続きまして、次のページになります。

保健衛生費の保健衛生総務費については、繰出金、施設勘定の人件費の繰り出しになります。続いて、環境衛生費につきましては、簡易水道特別事業の繰出金の減となっております。

清掃費の需用費でございます。これにつきましては、先ほど産業廃棄物の最終処分場の理解促進事業の歳入の部分で98万9,000円を計上させていただきましたが、それに伴います歳出分として、ペットボトル回収エコバッグ等を整備していきたいという部分で今回75万6,000円を計上させていただくものでございます。残りにつきましては、今あるカレンダーであったりそういうものに有効に使っていきたいという考え方でございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費の委託料、減額114万1,000円でございますが、これにつきましては、調査委託料として上がってございますが、GIS、地図データシステムを当初計画しておりましたが、これにつきましては土地連のシステムの中で対応できるという部分でございましたので、GISの地図データシステムの導入を見合わせたというところで減額をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

負担金補助及び交付金でございます。農産物病虫害防除対策補助金につきましては、今回対象とならなかったため10万円を減額いたします。地域農業担い手支援事業補助金でございますが、これにつきましては、機械購入等に対応するための補助金という部分で事業費が確定いたしましたので218万3,000円を減額するものでございます。農業次世代人材投資資金並びに未来の農業を担う若者応援給付金につきましては、歳入のほうでも申し上げましたとおり3人分の減に伴います町の単費分並びに補助分を減額するものでございます。

農村総合整備費につきましては、繰出金で農集排につきましての312万4,000円の繰り出しをお願いするものでございます。

国土調査費について、委託料でございますが、測量委託料として当初計画していた細八第5・第3・第22につきまして今回見合わせをいたしまして、細八第4地区の地籍調査の認証をまず進めたいという部分で認証業務の委託のほうに振りかえをさせていただきたいという

部分でお願いするものでございます。

続きまして、次の20ページになります。

商工費の観光費になります。観光費の需用費でございます。需用費の修繕費71万2,000円につきましては、町民センターの風呂のシャワーあるいは温水管の給湯ポンプの修繕並びに汚水用の水中モーターポンプの修繕という部分で合わせて71万2,000円をお願いするものでございます。工事請負費といたしまして施設改修工事でございますが、当初計画しておりました暖房給湯用のボイラー用のオイルサービスタンクにつきましては入れかえをしなくても何とか対応できるという部分になりましたので、それを使うという部分にしましたのでその減額でございます。

続きまして、次の土木費、土木管理費の土木総務費の負担金補助及び交付金でございます。300万円でございますが、これにつきましては、住まいづくり支援事業につきまして11月14日で既に3,000万円が負担行為済みとなっておりますので、今回新たに20件分として300万円をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、道路新設改良費になります。道路新設改良費の委託料につきましては、測量設計委託料として750万円をお願いするという部分でございますが、鶯巣工業団地線、シモンの入り口の道路となりますが、それにつきまして今回新たに測量設計業務をしていきたいという部分で750万円をお願いしたいというところでございます。なお、委託料の道路ストック総点検委託料並びに工事請負費につきましては、社会資本整備事業の補助金の減額に伴うものの委託料並びに工事請負費の減額となっております。

都市計画費につきましては、下水道特別会計への繰出金でございます。

続きまして、次の22ページの教育費、教育総務費の事務局費になります。委託料並びに使用料及び賃借料でございますが、これは会津柳津学園中学校が今年4月から開校いたしました。それに伴いましてスクールバス等を運行しているわけですが、部活動等が終わった後についての運行等も現在やっているという部分でございますので、その委託料並びに車の借上料がどうしても増額するという部分なので今回お願いするものでございます。続きまして、次のページになりますが、負担金補助及び交付金、坂下高校創立70周年記念事業6万円の負担金をお願いするものでございます。

教員住宅管理費で修繕費でございますが、これにつきましては、今回長坂住宅のほうに2棟分について新たな方が入居予定ということでございますので、風呂のバランス釜の修繕を

8万1,000円で行いたいという考え方でございます。

続きまして、小学校費の柳津小学校管理費の工事請負費、西山小学校管理費の工事請負費、並びに次のページの会津柳津学園中学校管理費の工事請負費につきましては、それぞれ歳入並びに起債等で申し上げました空調設備、エアコン等の設置工事に伴います増額をお願いするものでございます。

続きまして、保健体育費の学校給食費、24ページになりますが、役務費並びに委託料でございます。役務費につきましては、今年度より三島町と共同で実施するとなりましたので、三島町との電話等のやりとりが必要になったという部分で少し電話料が加算してきているという分なので3万円の増額をお願いするものでございます。委託料につきましては、今年度整備いたしました学校給食センターの床のワックス並びに高所のガラスあるいははり等の清掃がやはり必要になるという部分でございますので、今回17万9,000円をお願いするものでございます。

次のページ、予備費になりますが、予備費について269万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、30ページをお開きください。

議案第90号「平成30年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」でございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万6,000円を追加し、総額として5億2,107万4,000円とするものでございます。施設勘定の歳入歳出につきましても、それぞれ13万6,000円を追加しそれぞれ8,782万5,000円とするものでございます。

事業勘定につきましては、一般会計の職員の人件費に伴う歳入を歳出で職員手当並びに共済費に充てるとなっておりますので、内容等は省かせていただきたいと思います。

続きまして、44ページをお願いいたします。

施設勘定となりますが、施設勘定につきましても、一般会計からの繰入金を職員手当、共済費に充てるとなっておりますので、ご説明を省かせていただきます。

49ページをお願いいたします。

議案第91号「平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」でございます。

歳入歳出それぞれ30万2,000円を減額し、5,074万3,000円とするものでございます。

54ページをお願いいたします。歳入となります。

一般会計繰入金でございますが、事務費につきましては人件費分です。保険基盤安定繰入金は、額確定に伴います減額の歳入となっております。

次のページ、歳出となります。

総務費につきましては、職員手当、共済等となります。2款で広域連合納付金となっておりますが、それにつきまして先ほどの減額になった保険料等につきましてここで確定分として37万円を減額するものでございます。なお、1,000円につきましては、予備費、調整分とさせていただきます。

59ページをお願いいたします。

議案第92号「平成30年度柳津町介護保険特別会計補正予算（第3号）」でございます。

歳入歳出それぞれ7,000円を追加して歳入歳出の総額をそれぞれ5億5,899万1,000円とするものでございます。

本会計につきましても、一般会計からの事務費繰入金7,000円を職員手当、共済費につきまして歳出で見込むものでございますので、内容等は省かせていただきます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

議案第93号「平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」でございます。

歳入歳出それぞれ143万円を減額し、歳入歳出総額を3億1,131万5,000円とするものでございます。

74ページをお願いいたします。

歳入については、一般会計からの繰入金の143万円の減額となります。

次のページ、歳出をお願いいたします。

本会計におきましては、当初2名の職員をここで職員給をとっていたところでございますが、下水道会計に配属をしていた職員が年度途中で退職となったところでございますので、今回、その退職となった下水道事業のほうに1名の職員を振りかえをするということでございますので、その振りかえをした1名の職員分の給料を減額させていただきたいということで今回給料から共済費までの調整がなされたものでございます。

続きまして、需用費で242万4,000円でございますが、これにつきましては、消耗品費といたしまして給水タンクの整備で43万2,000円、今回大成沢あるいは中野地区について渇水対策のための給水作業を実施しておりますので、その燃料費の部分として20万2,000円、光熱水費といたしまして本年度から稼働いたしました中央監視装置等に伴う電気料並びに今現在

実施しております大成沢の沢水を流入しての膜ろ過装置等の導入に伴います光熱水費の増という部分で179万円を見込ませていただくものでございます。

80ページをお願いいたします。

議案第94号「平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」でございます。

歳入歳出それぞれ312万4,000円を追加し、総額として9,162万3,000円とするものでございます。

85ページをお願いいたします。

85ページにつきましては、全て一般会計からの繰入金の312万4,000円でございます。

次のページ、歳出となります。

ここにつきましては、給料といたしまして職員の1名分の減給、10分の1、3カ月という部分で給料の減給分を計上させていただいております。需用費につきましてはでございますが、修繕費につきましては、石神の中継ポンプ並びにユニック車のクラッチ板の修繕という部分で101万円、光熱水費につきましては、今現在までの実績等を踏まえたとどうしてももう少し、足りなくなるという部分でございますので、電気料等での増額補正として51万6,000円をお願いするものでございます。なお、備品購入費といたしまして、一般会計で保険給付費として受けました172万円をここで庁車購入費として見込みたいという部分でございますので計上させていただいたところでございます。

90ページをお願いいたします。

議案第95号「平成30年度柳津町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」でございます。

歳入歳出それぞれ102万9,000円を追加し、総額として6,667万6,000円とするものでございます。

95ページをお願いいたします。

繰入金です。一般会計繰入金が総額102万9,000円です。

次のページをお開きください。歳出となります。

総務費の施設管理費でございます。先ほどこれにつきましても簡易水道事業のほうでご説明したとおり、下水道会計の職員が年度途中で退職したという部分で、簡易水道で持っていた職員1名をこちらのほうに組み替えをいたしました。それに伴いましてその職員と前職員との給料等の差額が生じておりますので、給料、職員手当等について増額が発生していると

いうところでございます。

需用費の71万6,000円につきましては、修繕費といたしまして48万6,000円、これは門前の第1マンホールポンプの水位計の修繕に伴うものでございます。なお、光熱水費につきましては、先ほどの農業集落排水と同様に電気代等の光熱水費の増額をお願いしたいという部分で23万円をお願いするものでございます。

委託料といたしまして、水質検査委託料につきましては、新たな検査項目が追加されたということで9万2,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、予備費で80万8,000円の減額をすることでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議します。

再開は11時15分といたします。(午前11時04分)

○議長

議事を再開いたします。(午前11時15分)

◇ ◇ ◇

○議長

これより質疑を許します。

3番、伊藤 純君。

○3番

1点だけ確認をお願いします。

長坂地区の住宅なんですが、今、1軒多分入っていないと思うんですけども、今後入居予定なんかはあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

現在のところ、まだ申し込み等はありません。

○議長

3番、伊藤 純君。



○3番

今後どうする予定なのかお聞かせください。

○議長

建設課長。

○建設課長

ホームページあるいは広報等に周知して募集をしていきたいと思っております。（「なるべく早くお願いします。以上です」の声あり）

○議長

では、6番、小林 功君。

○6番

私は2点お聞きいたします。

まず、9ページの一番下、教育費国庫補助金とありましてブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金というような名目であります。このブロック塀ということですが、これは恐らく大変痛ましい事故があってから国でも見直そうということでのってきていると思うんですが、我が町においては、ブロック塀危険箇所の調査等は行ったのかどうか。行ったのであればその結果、そして、その範囲ですが、これは学校あるいは教育施設内という限定なのか。あるいは、子供たちが歩き通りをする通学路まで広げてのことなのかということも含めてひとつお伺いをしたいということが1点です。

そして、もう一つが、23ページ、24ページで空調設備の設置工事として小学校2つ、中学校1つ、約3,200万円から3,600万円くらいの金額が計上されていますが、工事の方法ですが、例えば1教室1つに室内機、室外機を設置するような工事の方法をとるのかどうか。そして、ここに金額が出ていますので大体の台数や単価等もある程度把握されているのかと思います。その点、2点をお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

お答えをいたします。

学校環境におけるブロック塀ということでございますけれども、こちらは10月現在まで県からの照会も含めまして3度ほど調査依頼がございました中に、こちらのほうでは教育環境

施設のほうの施設点検を行いました。ある規定と高さ、延長等の条件が含みおきされながらそういった条件のものの調査を行ったところ、当町には該当する擁壁等、また積みブロック等、コンクリートブロック等ございませんでしたので、こちらについては整備の必要はないと判断したものでございます。

また、調査の範囲につきましては、学校施設はもちろんなんですけれども、通学路関係についても調査は行っております。また、通学路関係については、補助の対象なのか否かというところがございますけれども、そちらについては道路管理者、さまざまな機関関係もございます。今回の補助につきましては、学校環境施設敷地内における環境整備の部分についてのうたい込みでございました。

次に、空調関係の工法等も含めてということでございますけれども、1クラス当たりには2台ないし3台という考えでございます。こちらにつきましては、出力もございますが1台当たりは50万円未満あたりで、部屋のボリュームをクリアできるだけの施設整備ということで、実際にはさまざまなタイプがございますけれども、天井に埋め込む型となりました際には、やはりその後のメンテナンスやコスト的にもかさむところが見えております。各部屋でも2台、小規模のものを多くつけることで、3台必要なときには3台をたきますし、2台必要なときには2台ということで省エネ、そういった低炭素、低減ということでも寄与していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長

6番、小林 功君。

○6番

わかりました。ブロック塀については、教育とは少し離れますが、町道に面する部分についても、大変やはり危険なものですから一度検証するというような機会を設けていただければと思います。この点について建設課長から答弁をいただきたいということと、もう一つは、エアコン設置についてですが、恐らくこの12月の議会、相当数の自治体がこの議案の審議をしているはずで、そして、もしやるとなれば一斉に発注をかけてということになると思いますから、機械を確保する、あるいは業者を確保するというのは大変困難が出てくるのが予想されます。そして、エアコンですから、大体6月いっぱいぐらいには全部設置が終わるぐらいのやり方でないと、なかなかやった意味も出てこないと思いますので、その辺の運び方をきっちりと、決まればすぐにでもということなんです、進めていただきたいという要

望をしたいと思います。

以上です。

○議長

それでは、ブロック塀についての調査関係、建設課長から答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

その調査関係につきましては、国のほうから二、三回ほど照会がありました。それで、道路関係につきましては、いずれも該当なしということで報告しております。

以上であります。（「結構です」の声あり）

○議長

次に、2番、磯目泰彦君。

○2番

それでは、私からも1点だけ、確認というか、お聞きしたいと思います。

11ページの財産収入の売払金7万円ということで、先ほど給食センターの備品分ということで説明を受けたんですが、どんなものが売れたのかだけ教えていただきたいことがまず1点です。

○議長

教育課長。

○教育課長

お答えをいたします。

現在、確定している部分で各業者、県内で買い取りいただける業者ということで調査をいたしました。唯一、4社ございまして、内容につきましては鍋類、スプーンとかそういったトング類、細かいところです。あとは、コンテナ、台車、食材を置いていた棚、以上の物が主な売り払いの分になります。

以上です。

○議長

2番、磯目泰彦君。

○2番

なぜそんな細かいことをお聞きしたかといいますと、実は昨年末にボイラーを新品で入れたような記憶、私もしているんですが、ボイラーについていろいろ、当初3カ月なので大変

もったいないなという思いがあって、下取りできるような話もあったように記憶しているんですが、そのボイラーについてどんな方向になったかだけ教えていただきたいと思います。

○議長

教育課長。

○教育課長

お答えをいたします。

昨年、緊急的にボイラーの故障によって給湯がとまってしまったと。衛生管理するに当たってはお湯を供給する必要があるということから、仮設的なボイラーをつけさせていただきました。その磯目議員おただしの家庭用のボイラーの部分につきましては、下取りという形で請け負っていただいた業者のほうと今交渉を進めていて、最終的に年度内には引き取りいただくという形で進めています。

以上です。（「結構です」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

10番、鈴木吉信君。

○10番

先ほど3番議員から西山の長坂の住宅の話があったんですが、これに関連するんですが、きのう全協の中でもことしの冬の除雪体制に対する説明があったんですが、聞くところによると、漆峠線が、春から秋までおられた方、お年寄りが全て下がって、冬期間、町の除雪にかかわる方ひとりだけが漆峠におられるというようなことなんだそうです。それで、除雪の体制として漆峠大成沢間、毎日除雪をする予定に入っているわけなんですけど、先ほど住宅があいているか、あいているのにどうなのかという話があったんですが、もう一つ多分住宅があいているかと思うんですが、何とか町として話をして、それで納得していただいて住宅のほうに冬期間下がっていただいて、町の除雪に対して仕事に勤めていただく、そのような体制というものがとれないものか、どうなのか。それに対して何か話でもしているのかどうか。それに対して、申しわけないですが伺いたいと思います。

○議長

建設課長、答弁を求めます。

○建設課長

そのお話はしておりません。それと、漆峠のほうも除雪はしておりますので、その方に冬

期間長坂の住宅のほうにということについては、なかなか難しいのではないかなと思ってお  
ります。（「(聴取不能)」の声あり）

○議長

建設課長。

○建設課長

除雪の関係で漆峠線は閉鎖しないということであります。除雪します。

以上です。

○議長

10番、鈴木吉信君。

○10番

ただ、素人の考えとしては、前からいろいろ話は出ていたんですが、漆峠、冬期間、除雪  
等大変なところもあるので集団移転、そんな話もあったわけなんです。ただ、私が考える  
に、冬期間、町の除雪の人夫として出ている方、その方1人だけがおられる。その中におい  
て、やはり毎日漆峠に上がって除雪するよりも、町として何らかの形で除雪作業をされてい  
る方に対しての話し合いの中において、柳津もしくは西山の住宅を使っただくというよ  
うなことも1つの方法かなど。それに対して町として何か話し合いというものを、そして、  
それでだめなのかと思うような気もしていたので今、伺ったわけなんです。これからもや  
はり冬期間は何らかの形で毎日除雪をするというような、将来的にわたっても除雪するとい  
うような考えでおられるのでしょうか。町長はどんな考えでおられるのか、お伺いしておき  
ます。

○議長

町長。

○町長

今おただしのように、まだ漆峠は集落の機能が残っておりますので、これらについては、  
冬期間どのような条件があるかわかりませんので、道路は確保しておく。家屋が4軒ほど  
あります。これについても冬期間、全然手入れをしないというわけにはいきませんので。あそ  
こが閉鎖した場合、今度、排雪するには相当な日数がかかりますので、それを解消するため  
に毎日、早朝はやりませんが、開けてはおくということで。そしてまた、作業員は今  
までも住宅を使ったりしていますので、条件に合わせてやっていきたいと、そのように思っ  
ています。（「わかりました」の声あり）

○議長

ほかにございせんか。

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

1 点だけ確認ですが、先ほど小林議員からもありましたが、今年度、中学校の空調設備ということで入るんですが、教室のほかに、もちろん職員室だったりいろいろあると思うんですが、さらに生徒が利用する音楽室や理科室等の特別室と言われるものもあると思うんですが、どの辺までの整備を考えているのかお伺いします。

○議長

教育課長。

○教育課長

お答えをいたします。

普通教室につきましては、今現在、空調が整備されていない状況であります。そちらにつきましても漏れなく整備させていただきたいという考えと、特別教室、そしてその他の教室でございますが、岩淵議員おただしの内容では、その他の部屋について今現在でも一部入っているところがありますけれども、学校の要望を踏まえた上で音楽室やその他図書室ということで各校ごとに整備をしていきたいという考えでございます。

○議長

1 番、岩淵清幸君。

○1 番

特別教室もということでございますので、ぜひやってほしいんですけども、先ほど小林議員もありましたが、なかなか混み合っただけで一遍にできない場合には、優先順位をしっかりと見きわめて生徒が一番いる在室する可能性の高いところから優先的に進めるという姿勢でよろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○議長

ほかにございせんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第 89 号「平成 30 年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 90 号「平成 30 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 91 号「平成 30 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 92 号「平成 30 年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第 93 号「平成 30 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のと

おり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第94号「平成30年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第95号「平成30年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第15、議案第96号「農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第96号「農業委員会委員の任命について」提案理由の説明をいたします。

本案は、農業委員会委員が平成31年3月31日をもって任期満了となることにより提案をするものであります。

よろしく申し上げます。

◇ ◇ ◇



○議長

ここで暫時休議いたします。（午前 11 時 36 分）

○議長

議事を再開いたします。（午前 11 時 37 分）

◇

◇

◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました

住 所 福島県河沼郡柳津町大字藤字古市 1 3 6 2 番地

氏 名 齋 藤 健

生年月日 昭和 3 2 年 8 月 1 3 日生まれ

住 所 福島県河沼郡柳津町大字柳津字安久津乙 6 7 番地

氏 名 戸 倉 幹 雄

生年月日 昭和 2 4 年 5 月 1 2 日生まれ

住 所 福島県河沼郡柳津町大字猪倉野字上山下丁 7 6 9 番地

氏 名 芳 賀 敏 光

生年月日 昭和 2 9 年 1 2 月 1 日生まれ

住 所 福島県河沼郡柳津町大字郷戸字丸山甲 1 2 3 番地

氏 名 齋 藤 寛

生年月日 昭和 5 3 年 7 月 7 日生まれ

住 所 福島県河沼郡柳津町大字四ツ谷字下宮ノ原 1 9 9 7 番地

氏 名 小 島 利 則

生年月日 昭和 3 2 年 1 1 月 1 2 日生まれ

住 所 福島県河沼郡柳津町大字久保田字櫛甲 1 5 0 番地

氏 名 井 関 健一郎

生年月日 昭和 5 1 年 8 月 2 6 日生まれ

住 所 福島県河沼郡柳津町大字細八字居平甲 1 2 4 9 番地

氏 名 猪 俣 圭 子

生年月日 昭和29年1月31日生まれ

住 所 福島県河沼郡柳津町大字細八字鴉巢甲200番地20

氏 名 横 田 勝 則

生年月日 昭和33年6月15日生まれ

住 所 福島県河沼郡柳津町大字大成沢字前田474番地

氏 名 鈴 木 東 逸

生年月日 昭和26年1月19日生まれ

以上、候補者9名の任命につき、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、同法第8条第5項に基づく認定農業者等の過半数任命要件については、同項のただし書き並びに同法施行規則により、少なくとも4分の1を認定農業者等とし、議会の同意を得れば要件を満たすことができるとされております。候補者9名のうち1番、4番、9番の3名が認定農業者となっていることから、あわせて議会の同意を求めるものであります。

また、同法第8条第6項に基づく農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない中立的な立場の委員の登用要件については、7番の1名が該当しており、要件を満たしております。

よろしく願いをいたします。

○議長

質疑に入る前に、関係しております町長並びに建設課長の退場を求めます。

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第96号「農業委員会委員の任命について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

町長並びに建設課長の入場を求めます。



○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

本日の議事日程に、議案第97号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第98号「平成30年度柳津町一般会計補正予算」、議案第99号「平成30年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」、議案第100号「平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」、議案第101号「平成30年度柳津町介護保険特別会計補正予算」、議案第102号「平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」、議案第103号「平成30年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」、議案第104号「平成30年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」が町長から提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7、追加日程第8として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。



○議長

追加日程第1、議案第97号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第97号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会の勧告に基づき、条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第97号に関しまして補足してご説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第22条第2項第1号中「100分の90」を「100分の92.5」となっておりますが、これは勤勉手当を改正するものでございます。なお、勤勉手当の改正につきましては、今回の人事院勧告に基づきまして0.05引き上げるという形になってございます。つきましては、後ほどご説明申し上げますが、本年度の支給につきましては特別な支給をしていきたいという考えです。

続きまして、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の45」に改める。これにつきましては、再任用職員についての勤勉手当の率を定めたものでございます。

附則第17項中「100分の0.81」を「100分の0.8325」に改める。これにつきましては、55歳以上の者で6級の職にある者につきましての調整分について掲げたものでございます。

なお、給料につきましては、4ページから6ページに給料の改正を掲載させていただいております。今回の改正につきましては、職員ですと1級から4級までの部分で改正がされてございます。一番上の4級職ですと、班長になっている職員で約42歳の職員まで該当しております。最大の月額給料の引き上げ額が1,500円、最小が100円という形で給料の改定がされてございます。

続きまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するというものでございますが、別表第1について、これは給料表についての施行でございますが、それについての改正は平成30年4月1日から改正、遡及しますという部分でございます。第22条第2項及び附則第17項の改正につきましては、来年の4月1日からこの勤勉手当の率を使いますという形になっております。

附則の2条でございますが、給与の内払というふうになっております。4月1日にさかのぼって給料を改定するとなっておりますので、既に支払っている給料分については、改正された給料額の内払いとしてみなすという考え方でございます。

3条といたしまして、平成30年12月期に支給する勤勉手当の特例という部分でございます。先ほど改正の中では100分の90を92.5にするというお話を申し上げましたが、勤勉手当につきましては、6月期と12月期の2カ年にまたがって分けて支給をしているということがございますので、今回につきましては、12月期の勤勉手当のほうでそれを調整したいという部分でございますので、12月期で100分の90を100分の95とするものでございます。再任用については47.5、55歳以上6級職にある者については0.855とするものでございます。

裏のページになりますが、町長への委任という部分で、これにつきましては、ここに書かれた条例以外については町長が規則で定めるとなっております。

以上が、議案第97号に関しましての補足説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第97号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

追加日程第2、議案第98号「平成30年度柳津町一般会計補正予算」

追加日程第3、議案第99号「平成30年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

追加日程第4、議案第100号「平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

追加日程第5、議案第101号「平成30年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

追加日程第6、議案第102号「平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

追加日程第7、議案第103号「平成30年度柳津町農業集落排水特別補正予算」

追加日程第8、議案第104号「平成30年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第98号「平成30年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づく職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、特別会計であります。

議案第99号「平成30年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、事業勘定並びに施設勘定において福島県人事委員会勧告等に基づく職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第100号「平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づく職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第101号「平成30年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づく職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正で

あります。

次に、議案第102号「平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づく職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第103号「平成30年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づく職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第104号「平成30年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に基づく職員の人件費等に要する歳入歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

#### ○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

#### ○総務課長（登壇）

それでは、議案第98号から議案第104号まで補足してご説明を申し上げます。

今回の7会計の補正予算に関しましては、県の人事委員会勧告に基づく若年層の給料の引き上げ、それに伴います給料を引き上げることよっての期末・勤勉手当等の額の調整、並びに、勤勉手当の支給月額が0.05引き上げられたことに伴います勤勉手当の改正等がなされたものとなっております。一般会計以外につきましては、歳入歳出予算補正となっておりますが、歳入につきましては全て一般会計からの繰入金、一般会計からの繰出金という形で歳入、歳出の予算を組んでいるところでございます。

それでは、1ページになります。

議案第98号「平成30年度柳津町一般会計補正予算（第7号）」でございます。

歳出予算の補正となっております。一般会計の歳出予算の総額といたしましては213万6,000円を人事院勧告の関係によりまして補正をさせていただきたいというところでござい

ます。その補正した額につきましては、予備費のほうで全額調整をさせていただきたいという部分でございます。

なお、確認のため13ページ、予備費をごらんください。

予備費で今ほど申し上げました213万6,000円を減額しております。これで歳出のほうを相殺しているところでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

議案第99号「平成30年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」でございます。

事業勘定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、5億2,115万6,000円とするものでございます。施設勘定の歳入歳出につきましても7万8,000円を追加し、総額として8,790万3,000円とするものでございます。

内容等につきましては、一般会計でご説明したとおり、歳入について歳出の人事院勧告等に基づく補正となっておりますので、詳細につきましては省かせていただきたいと存じます。よろしく願いをいたします。

39ページをお願いいたします。

議案第100号「平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」でございます。

3万8,000円を追加し、総額といたしまして5,078万1,000円とするものでございます。

内容等につきましては、同じように一般会計の歳入で今回の人事院勧告に基づく補正をするものでございます。内容等については省かせていただきます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

議案第101号「平成30年度柳津町介護保険特別会計補正予算（第4号）」でございます。

歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、総額として5億5,901万2,000円とするものでございます。これも今までの特別会計と同様の説明でございます。

続きまして、61ページをお願いいたします。

議案第102号「平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）」でございます。

歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加いたしまして、3億1,134万9,000円とするものでございます。これにつきましても同様となっております。



72ページをお願いいたします。

議案第103号「平成30年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」で  
ございます。

歳入歳出それぞれ2万7,000円を追加いたしまして9,165万円とするものでございます。内  
容等につきましては同様となっております。

続きまして、83ページをお願いいたします。

議案第104号「平成30年度柳津町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」でござい  
ます。

歳入歳出それぞれ2万8,000円を追加し、総額として6,670万4,000円とするものでござい  
ます。これにつきましても同様でございますので、説明は省かせていただきたいと存じます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第98号「平成30年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定する  
ことにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第99号「平成30年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のと  
おり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第100号「平成30年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第101号「平成30年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第102号「平成30年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第103号「平成30年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第104号「平成30年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてを原案のと

おり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成30年第4回柳津町議会定例会並びに第2回赤べこ議会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、まことにお疲れさまでございました。(午後0時04分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊藤 昭一

同 議員 岩 渕 清 幸

同 議員 磯 目 泰 彦

同 議員 伊 藤 純